

令和5年度 第20回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年1月11日（木） 午前11時から11時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 小 松 哲 也 | | | |
| | 委 員 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 山 本 雅 美 | 任 用 課 長 | 尾 田 聡 子 | |
| | 係 長 | 米 田 康 孝 | 係 長 | 山 口 玲 夏 | |
| | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | 主 事 | 竹 茂 美 緒 | |
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 職員の職務に専念する義務の免除等について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の職務に専念する義務の免除等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和6年能登半島地震の被害の規模に鑑み、職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第14号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）第15条の表第34号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員の特別休暇を以下のとおり新たに承認する。

1 以下のとおり、職員の職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員の特別休暇を新たに承認する。

(1) 人事委員会が必要と認める場合

令和6年能登半島地震により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

- ① 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- ② 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(2) 期間

公務の運営に支障のない範囲内でその都度必要と認める期間

(3) 根拠

- ・職員 職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第14号
- ・県費負担教職員 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第34号

※ 本県職員には、現行制度上、現住居の滅失により復旧作業に従事する必要がある場合等には「1週間を超えない範囲内」の特別休暇の取得が認められているが、今回の地震の規模に鑑み、公務の運営に支障のない範囲内において上記の職務に専念する義務の免除又は特別休暇を認める臨時措置を講じようとするものである。

2 留意事項

- (1) 令和6年能登半島地震の規模に鑑み、公務の運営に支障のない範囲内において職務に専念する義務の免除又は特別休暇を認める臨時措置を講じるものであること。
- (2) 職員には地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条により職務に専念する義務が課されており、今回の職務に専念する義務の免除又は特別休暇は、あくまでも「公務の運営に支障のない範囲内で」認められるものであること。
- (3) 「その他これらに準ずる場合」としては、例えば職員が滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要な場合等が考えられる。なお、親族の範囲は原則として二親等内の親族とする。ただし、任命権者又はその委任を受けた者が特段の事情があると判断する場合には、二親等を超える親族を対象とすることもできるものとする。
- (4) 移動時間も含めて承認してよいこと。
- (5) この通知により職務に専念する義務の免除又は特別休暇を承認する場合は、職員の氏名、承認した期間、承認するに至った事情等を記録しておくこと。
- (6) この通知による取扱いは、臨時的任用職員においても同様であること。

3 承認日 議決日

六 次回人事委員会の開催

令和6年1月24日（水）午前10時00分から開催することとした。